

## 随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	H 2 5 首都圏の大規模水害時における被害軽減方策検討業務
業 務 概 要	平成22年4月に中央防災会議「大規模水害対策に関する専門調査会（以下、「専門調査会」という。）」による報告がなされ、平成24年9月に「首都圏大規模水害対策大綱（以下、「大綱」という。）」が策定された。大綱には、首都圏において大規模水害が発生した場合、膨大な避難者や甚大な経済的損失が発生するとともに、被災地の復旧・復興にも多大な時間と費用を要するため、既存施設の適切な維持管理や将来の気候変動による影響の対応も視野に入れた治水施設の整備を着実に実施し、水害発生リスクの低減に努めるように記されている。 本業務では、利根川や荒川が破堤した時を想定し、大規模氾濫時において、河川管理者が現時点で確実に実施する被害軽減対策及び実施体制等について、検討を行うものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部の名称及び所在地	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 深澤 淳志 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
契 約 年 月 日	平成25年11月29日
契 約 業 者 名	(一財) 国土技術研究センター
契 約 業 者 の 住 所	東京都港区虎ノ門3-12-1
契 約 金 額	¥19,950,000円(税込み)
予 定 価 格	¥19,981,500円(税込み)
随意契約によることとした理由	平成22年4月に中央防災会議「大規模水害対策に関する専門調査会（以下、「専門調査会」という。）」による報告がなされ、平成24年9月に「首都圏大規模水害対策大綱（以下、「大綱」という。）」が策定された。大綱には、首都圏において大規模水害が発生した場合、膨大な避難者や甚大な経済的な損失が発生するとともに、被災地の復旧・復興にも多大な時間と費用を要するため、既存施設の適切な維持管理や将来の気候変動による影響への対応も視野に入れた治水施設の整備を着実に実施し、水害発生リスクの低減に努めるように記されている。 本業務では、利根川や荒川が破堤した時を想定し、大規模はん濫時において、河川管理者が現時点で確実に実施する被害軽減対策及び実施体制等について、検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力、経験、業務に臨む体制などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式に準じた方式（総合評価型）により選定を行った。 一般財団法人国土技術研究センターは、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのにふさわしい業者であり、上記業者と契約を行うものである。
業 務 場 所	埼玉県さいたま市中央区
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
履 行 期 間 ( 自 )	平成25年11月29日
履 行 期 間 ( 至 )	平成26年2月28日
備 考	会計法29条の3第4号 予決令第102条の4第3号

## 備考

公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。